

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日 行
(当日起き日は、
當日が休日
の翌日)

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令
のように改正する。
第二条中「内訓甲」を「内訓」に改める。

職員の任免発令規程（昭和三十九年二月鳥取県訓令第一号）の一部を

◇訓 令 職務の任免発令規程の一部を改正する訓令
◇教 委 規 則 鳥取県立図書館規程等の一部を改正する規則
◇人 委 規 則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

◇企業管理規程
鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程等の一部を改正する企業管理規程

訓 令

鳥取県訓令第十二号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十三年十二月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

「休職中の職員」

を

「休職中及び専従休職中の職員」

に改め、同表の第一中18を21とし、17の次に18、19及び20とし

て次のように加える。

29を32とし、19から28までを三づつ繰り下げ、同表の第一中
ことなく1等級による昇任による
ことなく1等級による昇任による
ことを削り、同表の第一中18中

18 専従許可（地方公務員法第55条の2第1項
ただし書又は地方公営企業労働関係法（昭和27
年法律第289号）第6条第1項ただし書の規
定により在籍専従を許可する場合）

地方公務員法第55条の2第1項ただし書
(地方公営企業労働関係法第6条第1項た
だし書)の規定により…年…月…日まで在籍専
従を許可する。ただし在籍専従制度の趣旨に
違反する等違法な行為があつた場合にはこの
許可を取り消すことがある

19 専従休職（地方公務員法第55条の2第5項
又は地方公営企業労働関係法第6条第5項の
規定により専従休職を命ずる場合）

地方公務員法第55条の2第5項（地方公営
企業労働関係法第6条第5項）の規定により
…年…月…日まで休職を命ずる

給与は職員の給与に関する条例第12条の3
の規定により支給しない

20 専従許可取消（専従許可の期間中に在籍専
従制度の趣旨に違反する等違法な行為があつ
た場合）

専従許可を取り消す

○辞令書等のその他欄に記載する。

○辞令書等の職欄に記載する。

○辞令書等のその他欄に記載する。

○辞令書等のその他欄に記載する。

附 則

この訓令は、昭和四十三年十二月二十七日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県立図書館規程等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年十二月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 君野秀三

鳥取県教育委員会規則第十号

鳥取県立図書館規程等の一部を改正する規則

(鳥取県立図書館規程の一部改正)

第一条 鳥取県立図書館規程(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「館長補佐」の下に「又は主幹」を加える。

第五条の二中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 主 幹 上司の命を受け、館務を処理する。

第六条第一項中「館長補佐」を「館長神佐」に、「技師」を

「自動車整備士」に、「技師補」を
「自動車整備士」に改め、同条第二
用務員」 「自動車整備士」に改め、同条第二
用務員」

項目を削る。

(鳥取県立科学博物館規程の一部改正)

第二条 鳥取県立科学博物館規程(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規

則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「館長補佐」の下に「又は主幹」を加える。

第四条の二に次の一号を加える。

四 主 幹 上司の命を受け、館務を処理する。

第五条第一項中「館長補佐」を「館長補佐」に、「技師」を

「運転士」に、「技師補」を「運転士」に改め、同条第二項を削

る。

(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第三条 職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

「所長補佐」 係長室 主任 白兎荘管理者	「課長補佐」 室長 主幹 白兎荘管理者	「所長補佐」 室長 主幹 白兎荘管理者
第一條中	第二條中	第三條中

「技師補」
自動車整備士に改める。

(鳥取県教育研究所規程の一部改正)

第四条 鳥取県教育研究所規程(昭和三十二年二月鳥取県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「所長補佐」の下に「又は主幹」を加える。

第四条の三に次の一号を加える。

四 主 幹 上司の命を受け、所務を処理する。

第五条中「所長補佐」を「所長補佐幹」に改める。

第五条 鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則の一部改正

取県教育委員会規則第六号) の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「主任」を「主幹又は主任」に改める。

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2・主幹は、上司の命を受け、所務を処理する。

六・主幹 上司の命を受け、課の事務を処理する。

第十四条第二項中「所長補佐」の下に「又は主幹」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6・主幹は、上司の命を受け、所務を処理する。

この規則は、昭和四十四年一月一日から施行する。

附 則

人事委員会規則

「(吏員相当職員の職)

「(吏員相当職員の職)

所長 幹事長 主幹 事幹 主幹 事幹 事幹 事幹

第五条第一項中

主事 (その他の職員の職)

主事 (その他の職員の職)

主事補 (その他の職員の職)

主事補 (その他の職員の職)

主事補 (その他の職員の職)

改め、同条第二項を削る。

(鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正)

第六条 鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「課長補佐又は主査」を「主査、課長補佐又は主幹」に改める。

第七条中第八号を第九号とし、第六号及び第七号を一号ずつ繰り下げ、第四号及び第五号を削り、第三号の次に次の三号を加える。

四・主査 上司の命を受け、教育事務に参画する。

五・課長補佐 課長をたすけて、課の事務に従事し、課長に事故がある場合は、その職務を代行する。

鳥取県人事委員会規則第四十八号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の本庁の項の三等級及び四等級の欄中「室長」を「室幹」に改め、同表の知事の事務部局の県税事務所及び

福祉事務所の項の三等級及び四等級の欄中「課長」を「課長幹」に改め、同表の知事の事務部局の児童相談所の項の三等級及び四等級の欄中

改め、同表の知事の事務部局の地方農林振

興局の項の三等級及び四等級の欄中「係長」を

「主幹」を

農業指導課長に改め、同表中

を

農業指導課長に

に

教育委員会事務局の本序の項の三等級及び四等級の欄中「室長」を

「室長」に改める。

別表第七の知事の事務部局の保健所の項の一等級の欄中「課長」を

「主幹」に改め、同表中

を

農業指導課長に改め、同表中

を

農業指導課長に改め、同表中

を

農業指導課長に改め、同表中

を

農業指導課長に改め、同表中

を

同項の五等級の欄中「係

長」を

農業畜産指導課長に改め、同表中

を

農業畜産指導課長に改め、同表中

を

農業畜産指導課長に改め、同表中

を

農業畜産指導課長に改め、同表中

を

農業畜産指導課長に改め、同表中

を

農業畜産指導課長に改め、同表中

を

果樹試験場

畜産試験場

中小家畜試験場

蚕業試験場

係長

一般更級職

一般更級職

一般更級職

その他の職

その他の職

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第四十九号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則 (昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号) の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「課長 (技術吏員に限る。)」の下に「主幹」

を加える。

附 則

この規則は、昭和四十四年一月一日から施行する。

「係長」を「主幹」に改め、同表の教育委員会の事務部局等の欄中

「係長」を「主幹」に改め、同表の水産試験場の項の三等級及び四等級の欄中

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程等の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十三年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業管理規程第七号

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。
別表の知事の事務部局の項中

工業試験場 場長 分場長 庶務係長

を

工業試験場 場長 分場長 庶務係長

に改める。

商工指導所 所長

（企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第一条 鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程（昭和三十九年三月鳥取県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。
別表第一号中「、課長補佐」の下に「、主幹」を加える。
（企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第二条 企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 管 理 規 程

別表第一中

主係次所 任長長長	主次所 任長長	主係課 任長補佐 主係課 任長補佐	職名 職名	三等級 四等級
主係次 一般吏員職 任長長	主次所 一般吏員職 任長長	主係課 任長補佐 主係課 任長補佐	職名 職名	三等級 四等級

を

主係主次所 任長幹長長	主次主所 任長幹長	主係主課 任長幹佐 主係主課 任長幹佐	職名 職名	三等級 四等級
主係主次 一般吏員職 任長幹長	主次主所 一般吏員職 任長幹長	主係主課 任長幹佐 主係主課 任長幹佐	職名 職名	三等級 四等級

に

改める。

附則

この企業管理規程は、昭和四十四年一月一日から施行する。